

広島県教育委員会教育長訓令第五号

本 庁

地 方 機 関

学 校 以 外 の 教 育 機 関

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十八日

広島県教育委員会

教 育 長 平 川 理 恵

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等決裁規程（昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1—14 (略)</p> <p>15 当分の間、学びの変革推進部長は、第七条第一項の規定にかかわらず、学びの変革推進部における教育改革課長及び教育支援推進課長の所掌事務に係る代理決裁について特別な定めをすることができる。</p> <p>16 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1—14 (略)</p> <p>15 当分の間、学びの変革推進部長は、第七条第一項の規定にかかわらず、学びの変革推進部における学校経営戦略推進課長及び教育支援推進課長の所掌事務に係る代理決裁について特別な定めをすることができる。</p> <p>16 (略)</p>

附 則

この教育委員会教育長訓令は、令和六年四月一日から施行する。